

# メディアと子ども一問題の所在

芝 田 正 夫

## 1. メディアに囲まれた社会

現代社会を「メディア社会」、または「メディアに囲まれた社会」と形容する場合がある。こうした言葉が意味するのは、単に人々が長時間、多様なメディアに接触していることだけでなく、世の中の出来事への評価、価値観の形成、流行なども結局はメディアの大きな影響力のもとにあるということである。メディア接触を抜きにして、人々の生活は語れない時代になっていることは否定できない。そのため、現実的な生活体験よりも、メディアを通しての経験が圧倒的になり、かつ、メディアが構成する現実を、現実そのものと見誤る危険が常にあるのが今日の社会である。

メディアとりわけマス・メディア接触については、たとえば2005年のNHK国民生活時間調査によると、10歳以上の国民の平日テレビ視聴時間は3時間27分、日曜はさらに多くなり4時間14分になる。活字メディアなど他のメディアも含めると、1日の6分の1以上の間、人々はメディアに接触しているのが現状である。テレビを始め、メディアの効果や影響については、様々な議論が続けられてきたが、まずは現代社会においては、人々はマス・メディアに代表される多様なメディアに囲まれた生活を送らざるをえず、そこからは完全には逃れることは極めて困難であるとの認識からスタートする必要があろう。

## 2. メディアと子ども

メディアの子どもに及ぼす影響についても、発達や教育との関連などから、多様な議論が行われている。親や保護者がメディアに長い時間依存している状態において、子どものみがメディアに接触しないことは考えられない。こうした状況のな

かで、子ども、とりわけ幼児の成長に及ぼすメディアの影響について、長時間のメディア接触が実体験の減少を招き、またコミュニケーション能力の育成を妨げる可能性があるとするなど、様々な危惧が出されている。

例えば、日本小児科医会が、2004年、乳幼児の心身の発達に及ぼすメディアの影響を危惧して、乳幼児のテレビをはじめとするメディア接触に関する提言を発表したことがある。提言のおもな内容は次の通りである。

- ・2歳までのテレビ・ビデオ視聴は控えましょう。
- ・授乳中、食事中のテレビ・ビデオの視聴はやめましょう。
- ・すべてのメディアへ接触する総時間を制限するのが重要です。1日2時間まで、テレビゲームは1日30分までを目安と考えます。
- ・保護者と子どもでメディアを上手に利用するルールを作りましょう。

こうした具体的な数字の提示に関しては議論のあるところであろうが、メディアと子どもの関係を考えるうえで、きわめて積極的な提言であろう。テレビやラジオについては、その効果や影響の強弱が長く議論されてきたが、子どものテレビ視聴に関しては、この提言のように、ガイドラインを模索するとともに、メディアにどのように向き合うかを親子で考える機会をふやしたり、教育現場でのメディア・リテラシー教育をすすめたりすることが重要となっている。

さらに、一方的なメディアであるテレビなどの既存のマス・メディアだけでなく、多様な双方向的なメディアが誕生したことが今日の特色である。以前はごく少数のメディア産業が独占していたマス・メディアが主流であったが、インターネット

トに代表されるような誰もが簡単に参入できるメディアが登場し、子どもとメディアの関係でいえば、メディアからの影響だけでなく、メディアを子どもがどのように利用するかの問題が新たに起こってきたのである。とりわけ子どもとインターネットに関する問題が噴出しているといってよい。「出会い系サイト」や「学校裏サイト」を巡る問題などが深刻になっている。「学校裏サイト」は、本来は子ども同士の情報交換や交流を目的としていたが、実名を書いた個人への中傷や個人情報の暴露などに広がり、いじめや事件に結びつくことも多く報告されている。匿名で不特定多数のものが書き込むことができ、そのことが無責任な誹謗や中傷、さらには犯罪につながるケースも多発している。

こうした状況に対して、子どもが使用する携帯電話などへの、「有害サイトアクセス制限サービス」(フィルタリングサービス)の導入を求める声が広まり、法制化を求める動きも活発である。子どもに対しての「有害情報」は自明のものとして存在し、問題はそれをどのように規制するかが課題となっているといってよいだろう。

### 3. メディア規制のあり方

こうしたメディアの多様化と双方向性の進展、その中の「有害情報」規制の動きを考えるとき、頭に浮かぶのが、情報の自由な流れの必要性を強調したユネスコの「マクブライド報告」(1980年)である。同報告は、主に第三世界のコミュニケーションの発展を促進する目的で作成され、先進国では評判が悪かったものだが、「情報および思想を求め、受け、および伝える自由」を享有する権利を唱えた世界人権宣言に基づいて、「情報の自由な流れ」「メディアへの自由なアクセス」が必要なことを強調している。同宣言は、新鮮な主張として受け止められたものの、「情報を受ける権利」はともかく、「情報を求め、伝える権利」の実現は、当時は困難が伴うと考えられたものである。

ところが、双方向機能も盛り込んだ多様なメディアの出現により、一方的に情報が提供されてきた従来のメディアとはちがい、従来は受け手といわれてきたメディア利用者自身が「情報

を伝える」仕組みが生まれることによって、「情報の自由な流れ」が、21世紀になって実現に近づいたともいえるだろう。

しかしながら、先に見たように、多メディア化によって「情報の自由な流れ」が以前に比べて飛躍的に増大するなかで、メディアにおける「有害情報」、とりわけ子どもが簡単にアクセスできる情報のあり方が問われているのである。

「情報の自由な流れ」、もしくは「言論の自由」について考えるとき、その論議の起点となるのは、イギリスのジョン・ミルトン(1608-1674)の唱えた「言論の自由論」であろう。

1643年、ミルトンは『離婚論』を検閲なしで刊行し、議会で問題になる。それに対して、ミルトンはパンフレット『アレオパジティカ無検閲印刷の自由を求めて』を刊行し、議会による検閲制度を批判し、言論の自由の有用性を強く主張した。同書の記述をもとにミルトンの「言論の自由論」を見てみよう。(上野他訳、岩波文庫、1953)。

「(ローマ時代の学者は) 異端者の書物に精通することによって彼等を非難するのに役立てるのが常であった」

「悪い書物は思慮あり分別ある読者にとっては、多くの点で発見し、論駁し、警戒し、例証するのに役立つのである」

「善と悪とがこの世の畠でほとんど区別のできぬほど、一緒に生い交じっていることは我々の知るところである」

「誤謬の吟味は真理の確立にきわめて必要であるから、罪と虚偽との領域を最も危険少なく偵察する方法は、あらゆる種類の論文を読み、あらゆる種類の弁論を聞くこと以外にないのではあるまい。そしてこれこそ、あらゆる種類の書物を区別なしに読むことから得られる利益なのである」

こうしたミルトンの主張から伺えるのは、普遍的な原理として表現の自由を求めるのではなく、より現実的な問題として、悪書からも学ぶものがあるという「悪書有用論」ともいえる考え方である。悪書、いいかえれば有害情報もまた、それを読むことで、良きものや真理が明らかに

なるというのである。ただし、悪書をよむ弊害としてミルトンは、悪書を読む時間の浪費などをあげる。さらに、判断能力のないと考えられ子どもは例外だとして、悪書は差し控えるべきだとしている。

ミルトンの考えは、人間は理性を使って善悪を区別することができるものであり、この能力を働かせるためには、人間は無制限に他の人間の思想や考えに接近できなければならないし、そのためには、「言論の自由」が人間にとて不可欠であるとする仮説であった。

メディアが多様化した今日においても、「言論の自由」もしくは「情報の自由な流れ」がとりわけ民主的な社会においては不可欠であるのは、ミルトンの主張と同様に、人間には理性、もしくは判断力があるので、検閲制度のように、あらかじめ誰かが「有害情報」と決めつけることは避けるべきであるとの考えが根底にあるといってよいだろう。ただ、ミルトンの時代においても、今日においても、発達途上の子どもに対しては、どのように情報をコントロールすべきかが問われてきたのである。

#### 4. メディア規制と子ども

メディアが文字通り伝送路となり、少数のメディア企業がそれを独占するのではなく、多くの人が自由に活用できるようになったことによって、新たな問題が生じてきた。放送・通信行政を所管する総務省は、従来の「電波の希少性」に由来する放送の規制（放送法など）から大きく方針を変え、「社会的影響力」の大小に基準を置く規制に変更しようとする姿勢である。こうなると、影響力が大きいという理由から、ネット上のサイトにも公的な規制が及ぶ可能性がある。

こうした大きなメディアの変革期において、子どもに対しては、一定の情報を「有害情報」と規定し、それらを何らかの手段で統制することは、子どもへの教育という視点からは今後もさらに議論され、またその実施が求められようが、メディア論の視点からは、ミルトンが早い時期に述べているように、そもそも有害情報とは誰が決めるができるのかという議論からはじ

まることとなる。このふたつの視点から、この問題の論議が深まることが求められている。